

秋田暮らし応援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県内への移住者に対して、移住初期特有の費用への充当を見込んだ支援を行うことにより、移住者の生活の早期安定を図り、もって県内への定住を促進することを目的とする。

(通則)

第2条 本事業に係る助成金の交付手続き等については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 県の移住相談窓口において移住定住登録をした後、県内市町村に住民登録をし、移住完了報告を行った者で、別表に掲げる移住の要件のうち、いずれかを満たした者をいう。
- (2) 移住の日 移住者が県内市町村に住民登録をした日をいう。ただし、地域おこし協力隊員にあっては、別表に掲げる移住の要件を満たした場合は、地域おこし協力隊員を退任した日の翌日を移住の日とみなす。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者は、次の各号をすべて満たす移住者とする。

- (1) 前年度の3月1日から当該年度の2月末日までに本県に移住した移住者とする。ただし、助成対象者は同一世帯のうち、いずれか1人とする。
- (2) 世帯の構成員に過去に移住支援金を受給した者がいない若しくは、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領に掲げる移住支援金交付事業による移住支援金の交付申請をしていない若しくはする予定がない又は第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領第6-1-(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる要件に該当していないこと。
- (3) 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。
- (4) 日本国籍を有するか又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(助成回数)

第5条 助成回数は、助成対象者の属する世帯につき1回とする。

(助成額)

第6条 助成額は10万円とする。

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式1)に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 世帯全員の記載のある発行の日から3か月以内の住民票等、別表の要件へ適合していることが確認できるもの
- (2) 移住後、県内において、同一市町村内での転居又は市町村間における転出及び転入をしている場合、移住前の住所から現住所までの住所の異動状況を確認できる住民票等

2 申請期間は、県が定める日から90日間又は当該年度の3月10日までのいずれか早い日までとする。ただし、予算額に到達した場合は期日を待たずに受付を終了する。

(助成金の返還)

第8条 県は助成金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合、助成金の全額の返還を請求するものとする。ただし、災害や病気等のやむを得ない事情があるものとして県が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 移住の日から3年未満の期間に本県から転出した場合
- (2) 虚偽の申請等をした場合

2 助成金の交付を受けた者は前項(1)の規定に該当する場合は、様式3により届け出るものとする。

(その他)

第9条 財務規則、交付要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 移住の要件

区 分	要 件
本県出身者 (Uターン)	県内市町村に住民登録されていた者が、県外に住所を変更し、在学期間を除き継続して3年を超えて居住した後、県内市町村に住民登録をすること。ただし、本県への転入理由が、所属企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等(従前の勤務地と新しい勤務地が異なり、かつ住居の移転が伴うもの。以下「転勤・赴任等」という。)によるものを除く。
県外出身者 (Iターン)	県内市町村に住所を定めたことのない者が、新たに県内市町村に住民登録をすること。ただし、県内への転入理由が、県内の高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び公共職業能力開発施設(高卒2年訓練)への就学若しくは受講、又は転勤・赴任等である場合を除く。
東日本大震災 の被災者	東日本大震災に起因して、本県に避難し、県内市町村に住民登録をすること。
地域おこし 協力隊員	地域おこし協力隊員を退任後、引き続き、居住市町村に住民登録をしているか、又は新たに県内市町村に住民登録をすること。ただし、地域おこし協力隊への着任時、上記本県出身者又は県外出身者の要件を満たす者に限る。

様式1 補助金等交付申請書

補 助 金 等 交 付 申 請 書			
		年	月 日
秋 田 県 知 事			
		住 所	
		氏 名	
		電話番号	
年度において次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。			
1	補助金等の名称	秋田暮らし応援事業費補助金	
2	補助事業等の名称	秋田暮らし応援事業	
3	補助金等申請額	_____円	
4	補助事業等の実施期間	年 月 日 ~	年 月 日

誓約書兼同意書

私は、秋田暮らし応援事業費補助金の申請に当たり、次の事項について誓約及び同意します。

- ☐ 本県への転入理由が、所属企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等でないこと。
- ☐ 本県への転入理由が、県内の高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び公共職業能力開発施設（高卒2年訓練）への就学若しくは受講によるものでないこと。
- ☐ 世帯の構成員に本事業の助成を受けた者がいないこと。
- ☐ 世帯の構成員に移住支援金交付事業による移住支援金の交付を受けた者がいないこと。
- ☐ 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。
- ☐ 本事業に関する報告及び立入検査について、県から求められた場合には応じること。
- ☐ 本事業の助成を受けた後に移住支援金の交付を受けたい場合は、助成金の全額を返還すること。
- ☐ 移住の日から3年未満の期間に本県から転出した場合は、助成金の全額を返還すること。
- ☐ 虚偽の申請等をした場合は、補助金の全額を返還すること。

年 月 日

秋田県知事

住 所
氏 名

様式3 転出届出書

秋田暮らし応援事業に係る転出届出書

年 月 日

秋 田 県 知 事

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け指令移一 により、秋田暮らし応援事業費補助金の
交付を受けましたが、以下のとおり県外に転出しましたので届け出ます。

- 1 補助金等の名称 秋田暮らし応援事業費補助金
- 2 交付決定年月日 年 月 日
- 3 交付決定通知書指令番号 指令移一
- 4 転出年月日 年 月 日
- 5 転出の理由